

第 3 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 6 年 1 0 月 9 日 (水) 柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長 染谷 茂が招集した。

2 場所 ラコルタ柏 会議室 5 A, 5 B, 5 C 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	岡 田 英 夫	2 番	染 谷 織 恵
4 番	深 山 敬 子	5 番	坂 卷 洋 行
6 番	豊 田 佐智子	7 番	伊 藤 透
8 番	大 宮 茂 男	9 番	成 嶋 君 美
1 0 番	染 谷 茂	1 2 番	谷 田 貝 和 代
1 3 番	村 越 等	1 4 番	山 崎 明 久
1 5 番	日 暮 悟		

1 6 名中 1 3 名出席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	寺 島 和 彦	1 8 番	関 根 勝 敏
1 9 番	林 敏 夫	2 0 番	清 水 良 晃
2 1 番	鹿 倉 健 次	2 2 番	友 野 博 之
2 3 番	木 村 美智子	2 4 番	富 澤 智 彦
2 5 番	坂 卷 儀 治	2 6 番	砂 川 晴 彦
2 7 番	中 村 衛	2 8 番	嶋 田 等
2 9 番	江 口 武	3 0 番	鈴 木 幸 夫
3 1 番	大 塚 信 幸		

1 5 名中 1 5 名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

3 番	平 川 徹	1 1 番	橋 本 英 介
1 6 番	遠 藤 秀 生		

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 石 原 祐 一 郎

統括リーダー 兼 岡 洋 和

副主幹 菊 池 章 浩

主 事 長 塚 智 史

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第 4 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（その 1 ～その 2）

7 報告事項

（ 1 ） 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（ 2 ） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（ 3 ） 利用権の中途解約に係る通知の確認について

（午後 2 時 0 0 分開議）

議長 ただいまより第 3 回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員 1 6 名中 1 3 名，推進委員 1 5 名中 1 5 名の出席でございます。

よって，定足数に達しておりますので，会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは，着座して進めさせていただきます。

議長 それでは、日程１ 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任の方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名をいたします。

坂巻洋行委員，豊田佐智子委員，よろしく願いいたします。

議長 次に、日程２ 一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

議長 今月の担当は、第３調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 農地第３調査会は、去る１０月２日，３日，令和６年度第７回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条５件，第４条１件，第５条３件，許可を要しない土地の証明願１件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和６年６月に開催された第３５回総会の議案第１号から第３号の計１７件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件は，ありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程３ 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可につ

いて」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は、4 ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が夏野菜を生産し販売活動を行うため、また譲渡人は亡くなっており相続放棄のため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●，●●，●●などを作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

成嶋委員 これ行き止まりみたいな感じで、道もあるんですか。

山崎委員長 道はないみたいなんですけれども、手前のところを借りて、草刈りして入っていくんですよ。

成嶋委員 耕作するには、当然トラクターか何かで入っていくと思うんですけども。

山崎委員長 いや。手でやるそうです。

成嶋委員 手で。

山崎委員長 手と、あと小さい耕運機等がある。
トラクターは入らない。ないから、入らない。

成嶋委員 入らないで、所有地が何件かあるでしょう、2人ぐらいの所有地。他人の所有地。

山崎委員長 そこは断って入っていくそうです。

成嶋委員 そこはもう承諾済みということですね。

山崎委員長 承諾はどうかな。承諾はまだ。でも、声かけて入っていくようにしますって。

成嶋委員 まあ承諾は取れていない。

山崎委員長 なければ、それも難しい。でも歩いていくだけなら。

成嶋委員 でも、これ人によっちゃ、入らないでって。

山崎委員長 入らないで。

成嶋委員 入らないでとこれだと言われちゃって。

山崎委員長 だから、もし手前も荒れているんで、声をかけて借りられれば、そちらも借りて耕作地を広げたいそうです。

議長 いいですか。

成嶋委員 いいです。

議長 そのほかございませんか。
どうぞ。

村越委員 この人，専業で農家をやられるんですか。

山崎委員長 そうです。会社は何か持っているみたいなので，一応生活費はあるそうですね。

村越委員 兼業ということ。

山崎委員長 専業というか，会社自体は一応するという。

村越委員 仕事はあるんでしょう。仕事はほかには。

山崎委員長 仕事というか，会社は持っているけれども，そっちの仕事はしていないって，だから……

村越委員 社長か。

山崎委員長 社長というか，オーナーみたいな感じでやっていて，そののあれが入ってくるので，生活費はあるようです。

村越委員 分かりました。

議長 そのほか質疑ありませんか。
よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 2番について、ご報告します。

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が農業経営の拡大のため、また譲渡人は高齢で農業経営の縮小のため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡です。●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。
次の審議に入ります。

3番について、調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 3番について、ご報告します。

調査会資料は、12ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が新規就農のため、また譲渡人は耕作できないため、賃借権の設定を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡で、●●などを作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

成嶋委員 この畑なんですけれども、これは埋立地じゃなくて元からの土、こっちのほうで砂土ってこと。地質。

山崎委員長 行っていない。

成嶋委員 ●●つくるのに、砂地だとか色が悪く出て売り物になんないというふうになるから、どんな地質かって話で。

山崎委員長 ちょっとそれは事務局が見てきているので、事務局お願いします。埋立地ですか、それとも。

成嶋委員 この報告からは地質の部分が。

山崎委員長 写真がない。

事務局 はい。あります。

山崎委員長 こういう状況なんですけれども、ここから見ると、埋立

てあるようには見えない。

成嶋委員 もともと畑のところけれども。

議長 あそこの集積所か。

成嶋委員 もともと畑のところだけど、●●つくるのそこで、全部●●でしょう。売り物ならば●●ね。

山崎委員長 ●●，●●，●●，●●を作りますって。

関根委員 面接のときに、そういった旨のことは承知していたことを言っていましたよ。

坂巻儀治委員 ああ言っていました。

関根委員 書いてあったんだけど、●●はちょっと適さないとアドバイスを受けたということは承知している。

成嶋委員 それは承知しているのか。

山崎委員長 はい。

成嶋委員 じゃ大丈夫です。いいです。

議長 そのほかございませんか。
どうぞ。

村越委員 申請理由なんですけれども、農業と福祉の連携を目指すと書いてありますけれども、それはどういうことをいうのでしょうか。土地の選定理由。

坂巻儀治委員 農業と福祉の連携ですよ。

村越委員 うん。

坂巻儀治委員 息子さんが特別支援を受けていて、その入所の場所とか、そういう施設のところでうまくやっていけるかという話をしたんですね。

村越委員 自分の子どもがそこへ行っている。

坂巻儀治委員 はい。そうです。この●●というところですね。

村越委員 そこを頼りにしているということですね。

坂巻儀治委員 はい。

議長 そのほかございませんか。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、3番を承認いたします。
次の審議に入ります。
4番について、調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 4番について、ご報告します。

調査会資料は、24ページからになります。

本件は、●●に在住の譲受人が隣接する自己所有地と一体として耕作するため、また譲渡人は高齢による経営規模の縮小のため、所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。
譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、

許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

村越委員 譲受人と譲渡人の関係というのは。

山崎委員長 兄弟です。

村越委員 兄弟。

山崎委員長 両方とも相続でもらって、だから作れないから譲るそうです。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番及び6番につきましては、一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 5番、6番について、ご報告します。

調査会資料は、28ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が農業経営の拡大のため、また譲渡人は、それぞれ農業経営が困難なこと、高齢による経営規模の縮小のため、賃借権の設定に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番及び6番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、5番から6番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は、32 ページからになります。

本件は、農地造成のための転用許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡です。

申請地は農用地区域となりますが、一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

当該用地は、長年にわたり米作りを行っておらず、耕作放棄地となっていました。畑として有効活用する目的で盛土による農地造成を行うため、今回の申請に至ったものです。

計画内容ですが、埋立方式は天地返し方式とし、埋立ての高さは土砂の高さが0.4 m、覆土の高さが1 m、全体で1.4 mとします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。現在の井溝部分を土側溝とし、必要に応じて北側の隣接地に塩ビ管を設置します。周辺農地に被害がないように法面30度以下を確保します。

安全対策として、工事責任者を配置し、工事の期間は警備員を配置することにより安全対策に努めます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

村越委員 事業費が膨大になっているんですけれども、事業費。元取れんでしょう。

山崎委員長 いや、以前出ました●●に用地がかかって、その費用が出るそうなので、それを充ててここの造成をしたいということなんですけれども。

村越委員 その費用は、●●……

山崎委員長 土地がかかって、その土地が●●に売れたので、その金を充ててやるんですけれども、ちょっと足りないので、建設用の残土を下のほうに入れるのでちょっと経費を浮かせて。

村越委員 畑を売ったやつということ。

山崎委員長 そうです。

前回出た●●の道路拡張と、その下に●●やるのに埋立てしたやつのその下なので。

成嶋委員 8月に出たやつね。

山崎委員長 はい。

大宮委員 その下の●●のまだ下の●●，ここも上がっていますよね。その前やつ，こっちのほうは上げたんだね。

山崎委員長 これからです。

大宮委員 一緒にやるということ。

山崎委員長 いや、別。●●さんのところは、●●の工事の残土で埋める。

村越委員 それは８月の話だね。

成嶋委員 ●●でしょう。

山崎委員長 そう。それは●●の道路拡張の工事の残土で埋めるので別工事なんです。

大宮委員 平らぐらいになるんですか。

山崎委員長 いや。平らまではいかないと思う。●●のほうが高いから。実際になってないと分からないから。一応、道路の高さぐらいまで上げるということで。

大宮委員 その場合は田んぼですけれども、田んぼじゃなくなるわけでしょう。

山崎委員長 うん。

議長 よろしいですか。

大宮委員 はい。

議長 そのほかございませんか。
どうぞ。

成嶋委員 造成後は●●というんだけれども、現在は何の野菜を作っていますか。

山崎委員長 いや、深くて作れない。

議長 じゃなくて、ほかの。

山崎委員長 別。

成嶋委員 別の。

坂巻儀治委員 それはもうやっぱり●●です。●●がメインで。

成嶋委員 ●●が主流。

坂巻儀治委員 はい。本人，この申請の●●さんは，●●で，その間はうちを手伝って●●をやっているという。

成嶋委員 合間に●●。

坂巻儀治委員 はい。家の方がメインで●●をやっていて，それを一緒に。

成嶋委員 手伝っている。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 はい。

村越委員 でも，●●さんは若いの。40ぐらい。

坂巻儀治委員 そうですね。40代です。

議長 そのほかございませんか。

山崎委員長 年齢を確認してから。40ぐらい。

坂巻儀治委員 45です。

成嶋委員 家族でやっているんですか。家族何人でやっているんです

か。

坂巻儀治委員 3人です。ご両親と本人です。

議長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、1番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、37ページからになります。

本件は、賃借権の設定に伴う駐車場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆の各一部、合計●●㎡です。

申請地は、住宅、事業用施設、公共・公益的施設が連担している区域に近接する区域であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●の経営を行っている市内の法人ですが、毎年のように

に冬場を迎えると感染症の流行で、●●においても駐車スペースが不足する状況が生じており、同地番に建設した●●内の駐車場●●台では、今後不足の状況が懸念されることから、駐車場の増設を図ってほしいとの●●からの要望を受け、●●台分の増設のため、今回の申請に至ったものです。

計画内容ですが、本事業地は、隣地外周と高低差があるため、東側境界際は隣地内既設土留めフェンス及び南側は歩車道境界ブロックを設置し、前面道路から本事業地へスムーズに出入りできるようにします。事業地内は、厚さ5cm、路盤碎石15cmのアスファルト舗装工事を行います。

被害防除対策としては、雨水は場内で自然浸透とします。工事中は、外周に養生シート等を設置し、施工後、ブロック、フェンス等を設置します。

安全対策として、警備会社により、駐車場に監視警備システム等を導入します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

村越委員 これはもう●●のほうは建っているということですか。

山崎委員長 今工事中でした。

村越委員 計画建築で、今建てているということなんですね。

山崎委員長 ●●はもう前回の申請で通っています。そのほかに増設で●●台分の駐車場の申請です。

村越委員 じゃこれはこの間の、前は。

山崎委員長 そう。

村越委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番から5番につきましては、一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 2番から5番についてご報告します。

調査会資料は、42ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う農地造成の許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡です。

当該地は、農用地区域となりますが、一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断しました。

譲受人は、●●で●●を営んでおり、当該地は水はけが悪く、田として耕作できる状況ではなく、所有者から土壌改良の依頼があり、農地造成を行うため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、現状地盤よりのかさ上げを行い、平均盛土高は2.63mとします。隣接地沿いには、高さ30cmの小堤を築堤します。埋立方式は、単純埋立てにより1m覆土します。工事中は、進入路に鉄板を敷き通路としますが、工事完了後には撤去します。農地復元後

は、●●の作付けを行います。

被害防除対策として、雨水は築堤 30 c m を設け自然浸透とします。
申請地は、盛土して 30 度未満の法面を施工します。

安全対策として、工事中は誘導員を配置し、安全に配慮して工事を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第 3 調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2 番から 5 番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

成嶋委員 土砂の発生土はどこから来るんですか。

山崎委員長 印西のグットマンというところから。

成嶋委員 何 t 車で 1 日どのぐらいの回数でしょうか。

山崎委員長 それは聞いていませんでした。10 t 車で運ぶと思う。

成嶋委員 道は。

山崎委員長 道は大丈夫です。県道と農免道路もまあまあ広いので。

成嶋委員 それと●●だよね。●●は何件もあつたんですけれども。

山崎委員長 さっき私も言いましたが、進入路には鉄板を敷くということなので、そういうところも気をつけてやると思います。

事務局 すみません。ありました。10tトラック、1日平均50台ということですね。

成嶋委員 侵入路のほかに、前面に敷くわけじゃないんですよね。ずれた場合は補修とか、そういう対策はしていますかね。

山崎委員長 道路の。それは、問題が生じた場合は適切に処理するように言いました。

成嶋委員 じゃ指導しましたと。

山崎委員長 はい。

成嶋委員 じゃいいです。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番から5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 6番についてご報告します。

調査会資料は、48ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う資材置場兼駐車場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請地は、市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、市内の法人で●●を主に●●を営んでおり、最近は残土持込み及び要望される碎石の種類が増えており、既存の資材置場が手狭になり拡張を考えていたところ、隣接地を購入することになり、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、残土、碎石、砂利、バックホー、ホイールローダーなどを置き、お客様駐車場を●●台分増設し、隣接地と一体利用します。現状地盤を転圧整地後に碎石を敷きます。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とし、土砂の流出防止については、境界線内側に厚さ5cmのコンクリート柵板を地面より10cm高く設置し、内側に高さ2mの万能鋼板を設置することで土砂の流出を防ぎます。

安全対策として、工事中はオレンジ防災ネットを設置し、関係者以外の侵入を防ぎます。資材搬入時は、交通誘導員を配置します。施工後は、車両出入り時以外はゲートを閉め切り、外周の境界線内側には2mの万能鋼板を設置し、資材の散乱及び部外者の侵入を防ぎます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

成嶋委員 資材置場兼駐車場の土地について、利根土地改良区の許可を得ているんですか。

山崎委員長 承諾書は取っております。

成嶋委員 ここに書いていないのはどうですかね。

山崎委員長 それは取って，賦課金を払うそうです。

成嶋委員 平米当たりどれぐらいですか。

山崎委員長 今回の分，何か●●ぐらい。

坂巻儀治委員 ●●円。

山崎委員長 平米当たりは分からない。

坂巻儀治委員 ●●円。

山崎委員長 何㎡分って書いていないの。

坂巻儀治委員 書いていないです。

山崎委員長 元のところも入れて払うそうです。

成嶋委員 今日，利根の理事長と話したんですけれども，元のところは入っていないって言っていました。

山崎委員長 入っていない。

成嶋委員 今回の申請の分だけが。

山崎委員長 申請の分だけか。

成嶋委員 事務局に。こういう案件があった場合，そのときにはちゃんと利根のほうとかに連絡を入れないと，利根のほうでも把握していないから，今回もちょっとひと悶着あったんじゃないですかね。

山崎委員長 最初の同意書というか、あれを取りつけてから申請を出したんですよ。そしたらお金が発生するので、そこがちょっともめたみたいです。

成嶋委員 問題になっているでしょう。そういうことがあるから、ちゃんと説明をお願いしたいですけども。

事務局 1 m²あたり 1 0 0 円ですかね。

山崎委員長 平米 1 0 0 円取るそうです。

議長 これは 1 回だけなんですか。

成嶋委員 1 回だけです。最初の事業のときだけの支払いになるんです。だけどまともだと大変な額になる土地なんです。

山崎委員長 だから、いきなり●●幾ら払えと来たから、それでたまげちゃって。

成嶋委員 あのぐらいの事業をするんだから、それこそ●●ぐらいは大したことないんだけど、かなりの剣幕だったようです。

議長 そのほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、6 番を承認いたします。
議案第 3 号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第４号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 それでは、審議に入ります。

１番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 １番についてご報告します。

調査会資料は、５３ページからになります。

本件は、●●在住の申請者が平成２４年に相続により取得しましたが、昭和６０年から会社の駐車場として利用されていた農地を、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

当該農地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

なお、立証資料として平成１３年の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第３調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

１番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので、１番を承認いたします。

議案第４号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」その1からその2を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、議案第5号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第2番は、農地中間管理機構の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その1について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

それでは、議案第5号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第3番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

第4番は、●●に在住の農業者が●●の畑●●筆、面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は9年2か月です。

次に、所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、面積●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その2について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、その2を承認いたします。

議案第5号のその1からその2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 それでは、議案第5号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

（農政課職員退席）

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

（議長の指名で事務局が報告事項について説明）

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

今後の予定を申し上げます。

10月31日木曜日、11月1日金曜日が調査会で、10月31日は午前9時から、11月1日は午後1時からです。場所は、両日ともに、分室1の2階、第1会議室です。

担当は、農地第4調査会です。

11月8日金曜日が総会で、午後2時から、場所は新しく建築される分室3で行う予定でございます。

分室3というのは、駐車場はありますか。

事務局 別館の前に駐車場が以前からあったかと思うんですが、今そこにプレハブで2階建ての家屋を建てております。別館の柏駅寄り側の道路があるかと思うんですが、その前に角地で駐車場があり、そこに今プレハブを建てております。そこが会場になります。

また、ご案内でその点を含め、通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 あの茶色い建物ですか。

事務局 グレーの色合いです。

議長 すみません。それが分室３になるんだね。

事務局 はい。

議長 じゃ、次の総会はその分室３にお願いします。

これをもちまして、第３回柏市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

（午後３時００分閉会）